

平成 14 年 7 月 19 日

食品の表示制度に関する懇談会座長

本 間 清 一 様

順天堂大学医学部

丸 井 英 二

食品の表示制度に関する懇談会意見

(1) まず、「表示の分かりやすさ」は、表示の目的というよりも大前提であると考えられます。

表示の目的については、商品選択に役立つことはたしかに重要ではありますが、安全性に関する表示が第一に重要であると考えます。安全な食品の中から、消費者にとって必要な選択を自由に行なえるようにすることが必要ではないでしょうか。

たとえばアレルギーに関する表示については、(必ずしも現在すべてのアレルギー物質の表示が義務づけられているわけではありませんが)これがなければ重篤な症状に陥ったり、場合によっては死に至るような患者さんも出てくることになるでしょう。

食品の安全性に関する表示と商品選択に役立つ表示とのいずれが重要かという議論よりはむしろ、商品選択に役立つ表示の中に安全性に関する表示も含まれると考えるべきです。また、品質に関する表示についていえば、その表示がもし誤っていたとしても、人の生命に関わるような事態に結びつくことはない、という意味で立場を異にすることになります。

(2) 今後、表示懇談会の下にワーキンググループを設置して検討するという議論がありました。しかし、すでに薬事・食品衛生審議会の表示部会等が存在しており、検討の場が重複し混乱を招くことになります。この懇談会は、5 回という限られた回数で行われる予定で開催されています。そのため、具体的な表示項目にまで言及することは、一部の事項を除いて困難であろうと考えられます。したがって、本懇談会の中間取りまとめでは、意見の集約が可能な点について大筋の方向性を示すことが任務であろうと思います。その後、行政においてももう少し具体的な検討を行ってもらい、再び、適当な時期に表示懇談会に報告してもらってはどうか。

(3) 監視体側のあり方については、それぞれの法律によって制定された経緯(表示基準が先にあるのか、表示基準は安全性確保のための施策の一つとして捉えられるのか等)も、また監視する者の資格も異なるため、単純に一元化を行うことは早計であると考えます。

まずは各監視部局において十分な連携を図ることが重要な点であろうと思います。例え

ば、原産地表示がなされていない、名称が記載されていない等の形式的な違反の場合には、専門性が異なっているとしても監視協力の余地が十分にあると考えられます。

(4)「食品表示法」として関係法律の一元化を行うことは、それぞれの法律がそれぞれ異なる目的、制定経緯を持っているので、これを単純に一元化しても、単に性質の異なるものを合体させるだけに過ぎず、意味はなく、むしろ混乱を招くことも危惧されます。また、単純な一元化により不適当な表示が減少するののかも疑問です。監視体制との関連からみても、食品の表示はもっと多元的にとらえることが必要な領域であることを強調しておきたいと思います。

こうしたことから、食品表示法として一元化を行うことは適当とはいえません。しかしながら、たとえば委員からの意見の多かった期限表示の問題などについては、早急に統一を図ることが必須です。そして、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示事項とすべきです。

(5)食品衛生法と JAS 法との類似点が指摘されました。また、仮に食品表示法として関係法律の一元化を行う場合には、景表法はその埒外であるというような意見もありました。しかし、JAS 法と景表法の方が類似しているというようなケースもありますので、多様な場面を考慮すると、予期できないような問題が生じてくると思われます。(たとえば「讃岐うどん」の議論など)

(以上)